

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける 「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務 に係る公募実施要領

大阪府では、2025年大阪・関西万博開催に向けて策定された、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」（2018年3月策定）で目標に掲げる「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の実現をめざし、本業務を実施します。

本業務については、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、2025年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取り組みを進めるアクションプランとして、2018年3月に「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」を策定。本ビジョンでは、「健康寿命の延伸」と「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の2つを目標としています。

本業務の目的は、「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」を実現するために、「10歳若返り」の府民認知度の向上・府民の行動変容（予防などの健康づくり、運動などの多様な活動への参加等）に資する取り組みを促進することです。この目的を実現するために、府民向けの体験型事業等を実施します。

また、本業務において、積極的に先端技術等を活用することにより、新サービス・新産業の創出や2025年大阪・関西万博への機運醸成の促進につなげます。

◆いのち輝く未来社会をめざすビジョン

万博のインパクトを活かして、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」を実現するために、「健康寿命の延伸」といきいきと長く活躍できる「10歳若返り」を目標として、2018年3月に策定したアクションプラン。

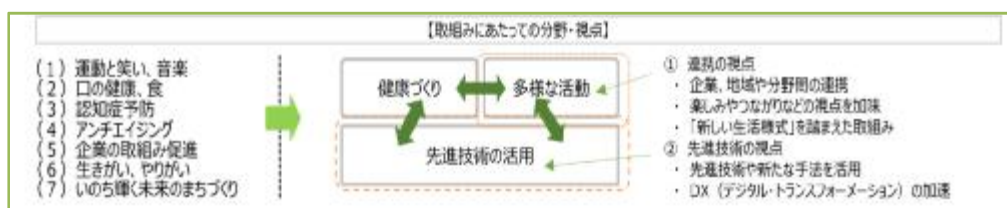
◆「10歳若返り」の定義

健康寿命の延伸に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき、活動的に生活できることと定義している。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/index.html（大阪府 HP）

◆「10歳若返り」の進め方

「10歳若返り」の取り組みは、大阪府において、有識者の意見を踏まえて、（1）運動と笑い、音楽（2）口の健康、食（3）認知症予防（4）アンチエイジング（5）企業の取り組み促進（6）生きがい、やりがい（7）いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取り組みの拡大をめざすもの。



(2) 業務概要

本業務は、「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」の目標である「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の【取組みにあたっての分野】のうち、「運動、笑い、音楽」、「口の健康、食」、「認知症予防」の3分野において、これらを通じた「10歳若返り」を体験できる、先端技術等を積極的に活用したコンテンツ(イベントや実証実験等)を府民向けに提供するものです。
(詳細については、仕様書を確認してください。)

《応募にあたって》

- ・ ①「運動、笑い、音楽」、②「口の健康、食」、③「認知症予防」の3分野いずれかに応募してください。
- ・ 本企画提案公募においては、書面審査及びプレゼンテーション審査により、分野ごとに最優秀提案事業者を決定します。
- ・ なお、同一の提案者が複数の分野に応募する場合は、「全て異なる内容の企画提案」であることが必要です。

(3) 委託上限額

8,000,000円(税込・1分野あたり上限)

2 スケジュール

令和5年4月24日(月) 公募開始、業務説明動画視聴申込み・質問受付開始
令和5年4月24日(月)～5月10日(水) 業務説明動画配信
令和5年5月10日(水) 午後5時 質問受付締切
令和5年5月15日(月) 提案書類受付開始
令和5年5月23日(火) 午後3時 提案書類提出締切
令和5年6月上旬頃 選定委員会
令和5年6月下旬頃 契約締結・業務開始
令和6年3月31日(日) 業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、「4 (2) 応募書類」に記載のある書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和5年4月24日（月）から令和5年5月23日（火）まで

イ 配布方法

企画室連携課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/project_promotion.html)

からダウンロードできます。なお、郵送は行いません。

ウ 受付期間

令和5年5月15日（月）から令和5年5月23日（火）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。最終日は午後3時まで)

※応募書類の提出後、書類の補正を求めることがあります。この場合であっても、補正後の書類は令和5年5月23日（火）午後3時までにご提出ください。

エ 受付場所

大阪府政策企画部企画室連携課連携グループ

住 所：大阪府中央区大手前2丁目1番22号 府庁本館5階

電話番号：06-6944-6118

オ 提出方法

書類は受付場所に持参もしくは郵送してください。但し、郵送による提出の場合は、書類の補正期間を確保するため、5月22日（月）必着でお願いします。

※持参による提出の際は、新型コロナウイルスの感染予防対策にご協力をお願いします。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本9部）

* 応募申込書右上の「応募分野」欄には、応募する分野に応じ①～③の番号を記入してください（①【運動、笑い、音楽】②【口の健康、食】③【認知症予防】）。

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本9部）

※企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本9部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本9部）

※過去（2年以内）に実施した業務について、今回提案する業務と関連性の高いもののみ記載してください。特に実績がない場合は、その旨を記載し提出してください。

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式5：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③ 委任状（様式7：1部）

④ 使用印鑑届 (様式 8 : 1 部)

カ 誓約書 (参加資格関係) (様式 9 : 1 部)

キ 定款又は寄付行為の写し (1 部) (原本証明をしてください。)

ク ① 法人登記簿謄本 (1 部)

- ・ 法人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの

② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書 (1 部)

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明 (1 部)

- ・ 個人の場合に提出してください。
- ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ケ 納税証明書 (各 1 部) (未納がないことの証明 : 発行日から 3 カ月以内のもの)

① 大阪府の府税事務所が発行する府税 (全税目) の納税証明書

- ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 財務諸表の写し (1 部 : 最近 2 カ年のもの、半期決算の場合は 4 期分)

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 株主資本等変動計算書

サ 障害者雇用状況報告書の写し (1 部)

① 常用雇用労働者数が 43.5 人以上の場合

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主 (常時雇用労働者数が 43.5 人以上) に義務化されている「障害者雇用状況報告書 (様式第 6 号)」の写し
- ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)

② 常用雇用労働者数が 43.5 人未満の場合

- ・ 「障がい者の雇用状況について」 (様式 10)

(3) 応募書類の部数

① 正本 1 部

- ・ (2) に記載する書類全てを提出してください。
- ・ 共同企業体での参加の場合、キ～サについては、全ての構成員分の提出をお願いします。

② 副本 9 部

- ・ (2) に記載する書類のうち、イ～エの書類を提出してください。

- ・ 副本については、審査に用いるため、記名・押印をしないでください。また、提案者及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報 等）を黒塗りする等して、提出してください。

③ 電子媒体（CD-R等） 1部

- ・ (2)に記載する書類のうち、ア～エの電子媒体を保存して提出してください。また、イ～エについては、記名・押印をしていない電子媒体も保存してください。

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1分野につき1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>

「『10歳若返り』プロジェクト推進事業委託業務」提案書 株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 業務説明動画の配信について

本業務の詳細に関する説明動画を、大阪府「10歳若返り」チャンネル（YouTube）にて、限定公開で配信します。

(1) 配信期間

令和5年4月24日（月）午後2時から5月10日（水）午後5時まで

(2) 申込方法

ア 公募開始日から令和5年5月10日（水）正午までに、

電子メール（renkei@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

イ 件名に【説明動画視聴：「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務<企業名>】と明記してください。

ウ 電子メール本文に「事業者名」、「視聴者の職・氏名」、「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

エ 電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（連絡先：大阪府政策企画部企画室連携課 06-6944-6118）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。）

オ 申し込んだ後、説明動画視聴 URL をお送りしますので、上記配信期間内にご覧ください。

ださい。

※電子メール以外（口頭や電話等）による申し込みは受け付けません。

※質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年5月10日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 電子メール（renkei@gbox.pref.osaka.lg.jp）にて受付を行います。

件名に【質問提出：「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務<企業名>】と明記してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（連絡先：大阪府政策企画部企画室連携課 06-6944-6118）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。）

ウ 質問への回答は企画室連携課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/project_promotion.html）

に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準8(5)参照のこと）。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います（応募者が多数の場合は、分野ごとに書類審査による一次審査を実施する場合があります）。プレゼンテーション審査の日時は6月上旬を予定しており、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材は持込できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目（提案事項）		審査内容	配点	
(1) 「10歳若返り」を体験できるコンテンツの企画・実施	①コンテンツの内容	・分野を組み合わせることにより、相乗効果や波及効果が生まれると見込まれるか	10点	
		・健康づくりや多様な活動への参加の「行動変容」を促すことができる工夫がなされているか	20点	
	②先端技術の活用	・先端技術を活用することで、「健康づくり」や「多様な活動」への参加について、取組みの効果を高めたり、効率化できるものとなっているか	10点	
	③「10歳若返り」プロジェクトのPR	・業務の実施を通じて、「10歳若返り」の認知度向上につながる効果的なPR手法となっているか	20点	
	④効果検証の方法	・本業務の目的と照らし合わせて、効果検証の方法は妥当なものとなっているか	5点	
	⑤万博の機運醸成等	・2025年大阪・関西万博の機運醸成や、万博会場等での取組みにつながる可能性があるか	5点	
	⑥業務の目的・内容の理解度	・事業者が、「10歳若返り」の趣旨・目的を十分に理解しているか	5点	
(2) 業務の実施体制の確保		・過去（2年以内）の類似事業の実績が示されており、その実績が豊富であるか	5点	10点
		・契約期間内に業務を計画的かつ効率的に実施できるスケジュールが提案されているか ・事業を円滑に実施できる体制となっているか。 ・安定的に業務を遂行できる経営状況か	5点	
(3) 障がい者雇用		・令和4年6月1日時点で、常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、令和4年6月1日時点で、常用労働者43.5人未満の場合、資料提出日時点で1人以上障がい者を雇用しているかどうか	5点	
(4) 価格点		(価格点の算定式) 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 *小数点以下は切り捨て	10点	
合 計			100点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を企画室連携課ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/project_promotion.html) にて公表します。応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称 * 申込順

③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 公表内容は① * に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由等）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付する必要があります。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。
この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得について

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/anken.joho.html>